

宇治市男女共同支援センター関係団体登録詳細要件について

センター関係団体につきましては、宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則第13条で、「男女共同参画社会の推進を目的にした団体に限る。」と規定しております。

登録要件のうち、「①男女共同参画社会の推進を目的とした活動を行っていること。」及び「④センターが主催する事業に参加・協力できること。」の内容につきまして、下記のとおり具体例を挙げさせていただきました。地域に根ざした男女共同参画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 次の要件を満たした場合は、これのみで登録要件とします。

- (1) 市民企画事業（奨励事業・サポート事業・地域推進事業）を実施
- (2) ギャラリー ステップ ワンに一般枠で展示
- (3) あさぎりフェスティバルの実行委員として企画運営に参画、または男女共同参画にちなんだ内容で企画参加

2. 次の要件の場合は、2つの項目、もしくは1つの項目を2回実施してください。

- (1) 構成員を対象に研修会を実施

実施方法としては、女性問題アドバイザーの派遣等を活用してください。また、独自で講師を依頼される方法も可とします。なお、会場は各団体で確保してください。

女性問題アドバイザー派遣については、研修会実施報告書を提出してください。団体独自で講師を依頼される場合は、講師料を負担してください。研修会実施後「研修会実施報告書」を提出してください。

- (2) センターが実施する街頭啓発の協力
- (3) ここからチャレンジ・マルシェで出店
- (4) その他センターが認めるもの

その他のものについては、以下のようなことも要件としますが、センターと協議をしてください。

- センター関連事業のセミナーや講演会等（センター主催や団体主催は問いません。）に参加
- センターが用意する新聞記事、リズム、ゆめりあ通信に関して年度内に2回以上、男女共同参画の観点からの議論を実施（実施後報告書を提出）